

財産債務調書には「仮想通貨」についての記載が必要です

公認会計士・税理士
篠藤 敦子

ビットコインに代表される仮想通貨は、ここ数年の間に広く取引されるようになりました。

昨年11月、国税庁から「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」が公表され、年末（12月31日）において保有している仮想通貨は、財産債務調書の記載対象になることが明らかにされました。

【1】財産債務調書とは

財産債務調書（**財産債務調書**及び**財産債務調書合計表**）は、下表に該当する人が、12月31日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載し、確定申告書と合わせて所轄税務署長に提出するものです。

《財産債務調書を提出する人（全てに該当する人）》

- ① 所得税の確定申告書を提出しなければならない
- ② その年の各種所得金額の合計額（退職所得を除く）が2,000万円超
- ③ 12月31日において、価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産*を有している

* 国外転出特例対象財産：有価証券等、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利

【2】仮想通貨の記載方法

仮想通貨は、財産の区分のうち「その他の財産」に該当します。**財産債務調書**には、仮想通貨の種類別、用途別及び所在別に記載します。仮想通貨の所在は、その所有者の住所の所在となりますので、仮想通貨を預けている仮想通貨取引所が国外にあるものについても記載する必要があります。

次に、財産債務調書に記載した仮想通貨の合計額を**財産債務調書合計表**の「その他の財産」欄に記載します。なお、2020年1月1日以降は、「財産の区分」として「仮想通貨」欄が追加された新様式を使用します。

《記載のポイント》

財産の区分：「その他の財産」（2020年以降は「仮想通貨」）

種類別（ビットコイン等）

用途別（一般用又は事業用）

所在別（仮想通貨所有者の住所）

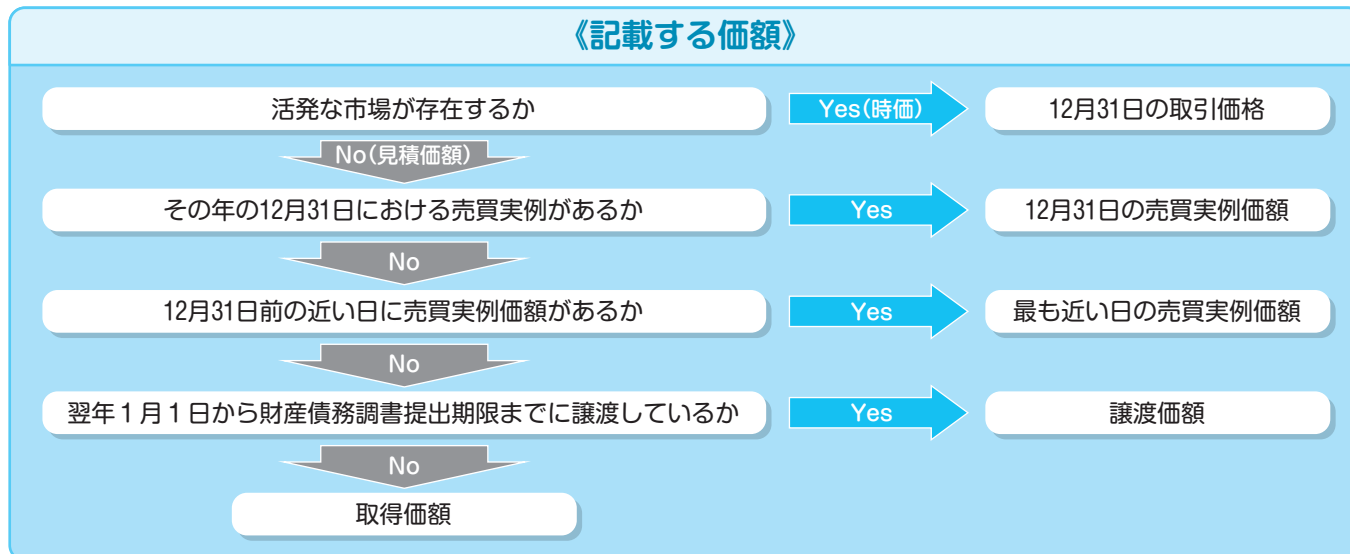
に記載

（注）仮想通貨取引所が国外にあるものも記載

【3】記載する価額

活発な市場が存在する仮想通貨の場合は、取引をしている仮想通貨交換業者が公表するその年12月31日における取引価格を時価として記載します。時価の算定が困難な場合には、その仮想通貨の取得価額や売買実例価額等から合理的な方法により算定した価額を見積価額として記載します。

《記載する価額》



著者紹介



しのとう あつこ
篠藤 敦子（公認会計士・税理士）

名古屋市出身。津田塾大学卒業後、平成5年公認会計士登録。大手監査法人を経て平成6年に篠藤公認会計士事務所（大阪市北区堂島）開業。企業の監査役を兼務している。

▶ 著書

「マンガと図解 新くらしの税金百科 2018▶2019」(共著)

